

# 患者の命と健康を切り捨て、国民皆保険制度を破壊する健康保険法改正案可決に抗議し、廃案を求める声明

2026年4月30日  
全日本年金者組合  
中央執行委員長 岩崎勇

2026年4月28日、「健康保険法改正案」が衆議院本会議で、自民党と日本維新の会、中道改革連合、国民民主党、参政党、チームみらいなどの賛成多数で可決された。

本法案の柱は、医師が処方する医療用医薬品のうち、市販薬と同等の効能を持つ「OTC 類似薬」等の費用を保険給付から外し、患者に直接負担を求める「一部保険外療養」の新設である。これは単なる薬剤費の調整にとどまらず、対象薬剤の拡大や、将来的な診察・処置・手術への波及を前提とした「保険外しの基盤」となる法案である。

「必要かつ適切な医療は保険診療により確保する」という国民皆保険制度の理念を根底から揺るがす本改定案は、極めて重大な問題をはらんでいる。

さらに看過できないのは、4月9日の提出からわずか2週間、実質的な審議を欠いたままの採決である。1980年代以降の主要な健康保険法改定における国民的議論と比較しても、今回の拙速さは異常と言わざるを得ない。さらに財務省は28日、財政制度等審議会で、70歳以上の高齢者の医療費の自己負担を原則3割にするよう「工程表」の作成を迫っている。こうした社会保障費削減による軍備費拡大は許されない。

国連社会権規約は、社会保障を基本的な人権と定め（第9条）、最高水準の健康を享受する権利を認めている（第12条）。また、ILOにおいても医療へのアクセスは社会保障の中核的権利である。重要なのは、社会保障制度における「後退禁止原則」である。

2001年の国連社会権規約委員会は、日本政府に対し「法的地位にかかわらず全ての者が不可欠な医療を受けられるように」と勧告した。これを受け、2002年の3割負担導入時には、受診抑制への懸念から、健康保険法附則第2条に「給付割合（7割）を維持する」という、さらなる負担増を阻む「防衛線」が明記された。

しかし、本法案は OTC 類似薬 1100 品目の薬剤費の4分の1を保険から外すものであり、現役世代の実質的な負担割合は5割に達するケースも生じる。これは附則第2条の「3割負担維持」の精神に明確に違反し、国際的な「後退禁止原則」を蹂躪するものである。

本法案は、政府与党による医療費削減至上主義の産物であり、憲法第25条が定める「社会保障の向上及び増進」の義務を放棄する暴挙である。7割給付を維持するという現行法の誓約を空文化させ、実質5割負担を強いる本制度は、国際人権法が定める「後退禁止原則」に真っ向から対立する。

患者の命と健康を切り捨て、国民皆保険制度を解体へと導く「一部保険外療養新設法案」には、一点の正当性も見出せない。それどころか国民を騙す詐欺的な法案である。年金者組合は、同法案の衆議院本会議での可決に抗議するとともに、廃案を求める。

以上